

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人いなかパイプ(以下「当法人」という。)の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局の構成)

第2条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

(職員の職責)

第3条 代表理事は、事務局の事務を統括する。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

(文書による処理)

第5条 この規程において文書とは、文書、図画及び電磁的記録をいう。

2 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第6条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、代表理事を経て実施する。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025年8月31日から施行する。